

離婚届（協議離婚）記入例

離婚届

令和〇〇年〇月〇日届出

兵庫県芦屋市長 殿

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日					
第 号	第 号					
送付 令和 年 月 日	長印					
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

(1) 氏名	夫 甲野 太郎	妻 甲野 桜
生年月日	昭和60年〇月〇日	昭和63年〇月〇日
住所	兵庫県芦屋市精道町7番6号	兵庫県芦屋市朝日ヶ丘町39番1号
世帯主の氏名	甲野 太郎	甲野 桜
(2) 本籍	兵庫県芦屋市精道町 88	
筆頭者の氏名	甲野 太郎	
夫の父	甲野 幸雄	続き柄 長男
母	甲野 松子	妻の父 乙川 忠治
		母 乙川 春子
養父	甲野 敏雄	続き柄
養母	甲野 典子	養子
		養女
(3) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決	
(4) 婚姻前の氏にもとる者の本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫は <input checked="" type="checkbox"/> もとの戸籍にもとる <input type="checkbox"/> 妻は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	
(5) 未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 甲野啓太, 甲野春香 妻が親権を行う子	
(6) 同居の期間	平成〇〇年〇月〇日から 令和〇〇年〇月〇日まで (同居を始めたとき) (別居したとき)	
(7) 別居する前の住所	兵庫県芦屋市精道町7番6号	
(8) 別居する前の世帯のおもな仕事と	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯	
(9) 夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
(10) その他	夫の養父「甲野敏雄」夫の養母「甲野典子」続柄「養子」	
届出人署名	夫 甲野 太郎 印	妻 甲野 桜 印

「住所」欄
届出日時点で住民登録されているところを記入してください。

「養父母の氏名」欄
養父母がいる場合は氏名を記入してください。記入欄がない場合はその他欄に記入してください。

令和 年 月 日	(3)
午前 午後 時 分 受領	(4)
夫	<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住 <input type="checkbox"/> マ <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無
妻	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住 <input type="checkbox"/> マ <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無
使者	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住 <input type="checkbox"/> マ <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無
送付 令和 年 月 日	(10)
確認	通知

「届出地」
届出人の所在地もしくは届出人の本籍地

「届出に必要なもの」
 ・離婚届書 1通
 ・戸籍謄本 1通
 (現在の本籍地に届出する場合は不要です)
 ・窓口に来られる方の本人確認書類
 (マイナンバーカードや運転免許証など)

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	甲野 幸雄 印		乙川 忠治	
署名 (※押印は任意)	甲野 幸雄		乙川 忠治	
生年月日	昭和30年〇月〇日		昭和38年〇月〇日	
住所	東京都中野区野方1丁目34番1号		神戸市中央区加納町6丁目5番1番	
本籍	東京都杉並区清水町-丁目52番		京都府京都市北区小山初音町18番	

「証人」欄
協議離婚の場合は、成年の方お2人に記入して頂いてください。

「婚姻前の氏にもとる者の本籍」欄
 ・婚姻前の氏にもとる方は、もとの戸籍にもとるか新しい戸籍をつくるかを選択して、本籍地及び筆頭者氏名を記入して下さい。
 ・もとる戸籍が除籍になっている場合は、新しい戸籍をつくることになります。
 ・離婚届と同時に戸籍法77条の2の届出をされる場合は記入しないでください。

「未成年の子の氏名」欄
 ・未成年の子がいる場合は、夫又は妻のどちらかを親権と定め、親権者となる側に未成年の子の氏名を記入してください。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

面会交流について取決めをしている。
 まだ決めていない。

面会交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子どもと定期的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話などの方法で交流すること。

経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

養育費の分担について取決めをしている。
 まだ決めていない。

取決め方法：(□公正証書 □それ以外)

養育費：経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。

このチェック欄についての法務省の解説動画

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。面会交流や養育費のほか、財産分与、年金分割等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページ内にも掲載しています。

法務省 離婚 法務省作成のパンフレット

日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。

【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】<https://www.houterasu.or.jp>

面会交流及び養育費の分担にかかる取決めの有無についてチェックしてください。

「届出人署名押印」欄
 ・署名は必ず本人が自署してください。
 ・押印は任意です。

お問い合わせ先
 芦屋市役所 市民課
 TEL (0797) 38-2030

住所を定めた年月日	連絡先
夫 年 月 日	電話 090 (****) ****
妻 年 月 日	自宅・勤務先 [] (携帯)